

第15回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

外国法人等に対する 法執行の実効性の確保 に関する検討課題

2024年8月9日
事務局

検討課題：外国法人等に対する法執行の実効性の確保について、令和2年改正法施行後の状況等を踏まえ、どう考えるか。

- 外国法人等に対する規律の実効性を強化（届出を行っていない者に対する法執行の強化を含む）するため、登録・届出の際の国内代表者等の指定義務、電気通信事業法違反の場合の公表制度等に係る規定等を整備した令和2年改正法の施行から3年が経過するが、当該規律の実効性の確保について、同法の施行状況等を踏まえ、どう考えるか。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第30号）の概要

① NTT東西によるユニバーサルサービス（あまねく電話）の提供における他者設備利用の導入

- NTT東西が提供する加入電話は、自社設備による提供が義務付けられ、赤字が発生しており、人口減少の急速な進展に伴い経済的負担が更に膨らむおそれ。
 - ☞ 加入電話の収支はNTT東西で361億円の赤字（2018年度）
- 昨今の災害発生状況を踏まえ、災害時の加入電話の迅速な復旧が課題。

NTT東西が、**所要の要件※1**を満たす場合に限り、**総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備（無線設備）を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行う。**

※1 利用範囲、安定的な提供体制、公正な設備調達等

ワイヤレス電話のイメージ

② 外国法人等に対する法執行の実効性の強化

- 外国法人等が提供するプラットフォームサービス等の国内における利用は急速に拡大。
- 外国法人等に対する電気通信事業法の執行には限界があり、
 - ・ 我が国利用者の保護が十分に図られていない
 - ・ 国内外事業者の間で競争上の不公平が生じている等の課題が顕在化。
 - ☞ 外国事業者の提供するサービスにおいて利用者情報の大量漏えいや大規模な通信障害等が発生

外国法人等に対する**規律の実効性を強化**するため、登録・届出の際の**国内代表者等の指定義務**（業務改善命令等が可能となる。）、**電気通信事業法違反の場合の公表制度**※2等に**係る規定を整備する。**

※2 国内事業者等も対象に含まれる。

国内代表者等の指定イメージ

（今回の検討対象）

※上記①、②のほか、グローバル化等に伴うグループ再編等に対応するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（NTT東西）の役員兼任規制の対象範囲の見直し等を行う。